

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

■13 ページ「2. 申込内容のご確認」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことがらは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、契約者が法人の場合は申込書に法人登録印を押印してください。
- 告知^①は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。
- 第1回保険料を口座振替によって払い込む場合、保険料は指定された口座から当社の定めた日(振替日といいます)に振り替えられますので、振替日の前日までに口座に保険料をご準備ください。
- 保険料の払込方法が**団体を通じての払い込みの場合など**^②は、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただく必要があります。ご契約の手続きの際、ご確認ください。

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^③
- 「保険証券」には保険契約の基準給付金額などの申込内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①告知

「☒告知義務」をご参照ください。

②団体を通じての払い込みの場合など

- ・団体を通じての払い込み
- ・送金による払い込み
- ・保険料の一括払
- ・保険料の前納をいいます。

③電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。

I. 契約に際して

保障内容

給付金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

■30ページ「①入院されたとき」、31ページ「補足 総合入院給付金のお支払いの補足」、33ページ「支払対象となる入院を複数回された場合など」の記載をつぎのとおり変更します。(波線部分が変更箇所になります。)なお、変更後の内容は、契約日が2023年4月2日以降となるご契約に適用されます。



ご注意

- 健康状態の詳細な告知をすること等により、保険料の割り増しがない当社の他の医療保険に加入できる場合があります。
- この保険には、死亡保障はありません。ただし、特定自然災害により死亡された場合は特定自然災害死亡給付金をお支払いします。
- 解約返還金はつぎのとおりとなります。

	解約返還金
保険料払込期間中	ありません
保険料払込期間満了後	基準給付金額の50%

- 被保険者が死亡された場合、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人にお支払いします。なお、特定自然災害死亡給付金の支払事由に該当した場合、死亡返還金とあわせて特定自然災害死亡給付金をお支払いします。

2.お支払いする場合

①入院されたとき

お支払い する給付金	お支払いする場合	支払額	支払 限度	受取人
総合入院 給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した 疾病または発生した傷害の治療を目的 として入院 ^① し、1回の入院につき入院 日数がつぎの各日数に達したとき (1)総合入院給付金の支払限度の型が 「1回型」の場合 1日 (2)総合入院給付金の支払限度の型が 「2回型」の場合 1日、30日 (3)総合入院給付金の支払限度の型が 「4回型」の場合 1日、30日、60日、 90日 <u>ただし、睡眠時無呼吸^②による入院^③を された場合、その入院の日数が2日以内 で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診 断されなかったときは、総合入院給付金 をお支払いしません。</u>	1回の入院日数に応じ て、入院日数が所定の日 数に達するごとに、つぎ の金額 ●入院日数が6日以上 のとき 基準給付金額 ●入院日数が5日以内 のとき 基準給付金額の50%	1回の入院について1回、2回または4回、 ④通算100回	⑤被保険者

①入院については、「補足 総合入院給付金のお支払いの補足」をご参照ください。

約款参照
②睡眠時無呼吸
入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款「備考5.睡眠時無呼吸」

③睡眠時無呼吸の診断または検査のための入院を含みます。

④総合入院給付金の支払額が基準給付金額の50%となる場合でも、支払回数は1回として通算します。

・通算100回に達したときは、保険契約は消滅したものとします。なお、解約返還金があるときは、解約返還金と同額の返還金を受取人にお支払いします。

⑤契約者が法人で、かつ、死亡時支払金受取人が契約者である場合には、契約者となります。

「ご契約に際して」

保障内容

給付金などのお支払い

保険料について

「ご契約後について」

会社・制度のご案内



ご注意

- **総合入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上されたときは、それらの入院の原因にかかわらず、それぞれ継続した1回の入院とみなします。**ただし、総合入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日から60日を経過して開始した入院については、別の入院とします。^①
- 責任開始期前に発病していた疾病により入院された場合でも、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと等により、はじめてその入院が必要であると医師によって指示されたときは、総合入院給付金をお支払いします。ただし、**責任開始期前にその入院が必要であると医師によって指示されていた場合や、責任開始期前に発生した傷害により入院された場合はお支払いしません。**^②



総合入院給付金のお支払いの補足

- 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療(柔道整復師による施術を含みます)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、**病院または診療所^③**(患者を入院させるための施設を有する診療所に限りま
- 入院に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。
- 入院の日数が1日となる入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- つぎの入院は支払対象となる入院には該当しません。

- 美容上の処置のための入院
- 正常分娩のための入院(**異常分娩^④**のための入院は支払対象となる入院に該当します)
- 疾病を直接の原因としない不妊手術のための入院
- 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院 など

①「支払対象となる入院を複数回された場合など」をご参照ください。

②「責任開始期前に発病した疾病により入院された場合」をご参照ください。

約款参照

③**病院または診療所**
約款別表「別表19 病院または診療所」

約款参照

④**異常分娩**
入院一時金保険(限定告知型)(無解約返還金)(2021)給付約款「備考6. 異常分娩」

「契約に際して」

保障内容

給付金などのお支払い

保険料について

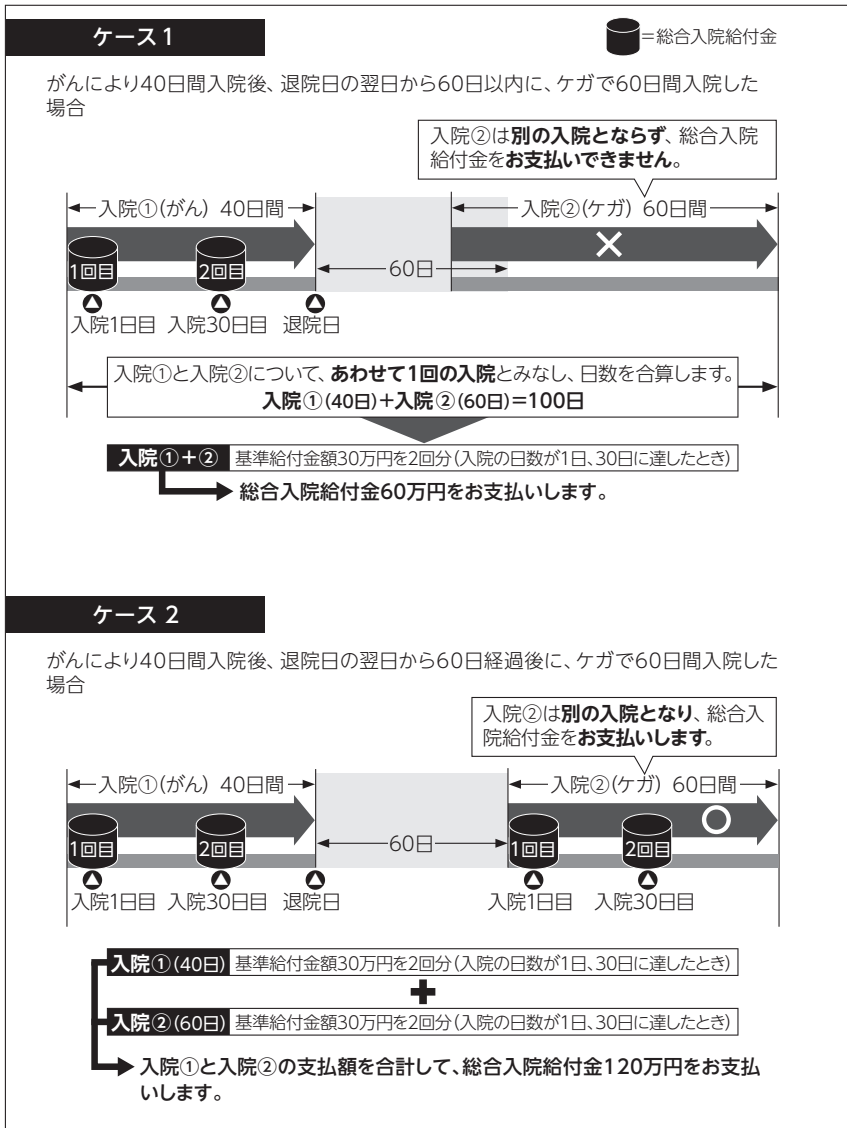
「契約後について」

会社・制度のご案内

支払対象となる入院を複数回された場合など

- 入院①を2回以上された場合で1回の入院とみなされるとき、または疾病による入院中に異なる疾病を併発した場合などで継続した入院とみなされるときについては、各入院について入院日数を合算して総合入院給付金をお支払いします。

■入院を2回以上された場合の例〈基準給付金額30万円、2回型の場合〉



①睡眠時無呼吸による入院のうち、入院日数が2日以内で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった入院を2回以上された場合でも、各入院は支払対象となる入院に該当しないため、各入院日数は合算せず、総合入院給付金をお支払いしません。

「契約に際して

保障内容

給付金などのお支払い

保険料について

「契約後について

会社・制度のご案内

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

■約款別表について、別表23をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）

変更後		変更前	
別表23	特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする 身体部位および指定疾病	別表23	特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする 身体部位および指定疾病
	身体部位・指定疾病		身体部位・指定疾病
2	耳（内耳、中耳および外耳を含みます。）および乳 様突起	2	耳（内耳、中耳および外耳を含みます。）および乳 様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）	3	鼻（副鼻腔を含みます。）
5	甲状腺	5	甲状腺
6	胃および十二指腸	6	胃および十二指腸
11	肝臓、胆のうおよび胆管	11	肝臓、胆のうおよび胆管
12	脾臓	12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支	13	肺臓、胸膜、気管および気管支
14	腎臓および尿管	14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道	15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸	16	睾丸および副睾丸
17	前立腺	17	前立腺
20	乳房	20	乳房
21	頸椎部（当該神経を含みます。）	21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）	22	胸椎部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部	25	左肩関節部
26	右肩関節部	26	右肩関節部
27	左股関節部	27	左股関節部
28	右股関節部	28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）	29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）	30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左膝関節部を含み、左股関節部を除きま す。）	31	左下肢（左膝関節部を含み、左股関節部を除きま す。）
32	右下肢（右膝関節部を含み、右股関節部を除きま す。）	32	右下肢（右膝関節部を含み、右股関節部を除きま す。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りま す。）	33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りま す。）
34	そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘル ニア	34	そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘル ニア
36	食道	36	食道
37	咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭 には声帯を含みます。）	37	咽頭および喉頭（咽頭には扁桃を含みます。喉頭 には声帯を含みます。）
39	異常妊娠および異常分娩	39	異常妊娠および異常分娩
41	両膝関節部	41	両膝関節部
51	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋 および眼窩内組織を含みます。）	51	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋 および眼窩内組織を含みます。）
57	小腸（十二指腸、空腸および回腸をいいます。）	57	小腸（十二指腸、空腸および回腸をいいます。）
58	虫垂炎	58	虫垂炎
59	大腸（盲腸、虫垂、結腸および直腸をいいます。 ただし虫垂炎の場合は除きます。）	59	大腸（盲腸、虫垂、結腸および直腸をいいます。 ただし虫垂炎の場合は除きます。）
60	肛門（肛門管および肛門周囲を含みます。）	60	肛門（肛門管および肛門周囲を含みます。）
64	腎臓、尿管、膀胱および尿道	64	腎臓、尿管、膀胱および尿道
68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器	68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器
71	脊椎（当該神経を含みます。）	71	脊椎（当該神経を含みます。）
73	腰椎部、仙骨部および尾骨部（当該神経を含みま す。）	73	腰椎部、仙骨部および尾骨部（当該神経を含みま す。）
77	両股関節部	77	両股関節部
85	皮膚および皮下組織（頭皮および皮下組織を含み ます。）	85	皮膚および皮下組織（頭皮および皮下組織を含み ます。）
86	食道および胃	86	食道および胃
88	不妊症		（ 新 設 ）
94	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上顎骨、 下顎骨および顎関節部（口腔には口唇および口蓋 を含みます。上顎骨には上顎洞を含みます。）	94	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上顎骨、 下顎骨および顎関節部（口腔には口唇および口蓋 を含みます。上顎骨には上顎洞を含みます。）
98	精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬 剤等中毒	98	精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬 剤等中毒

備考（別表23）

(1) 「そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘルニア」、「異常妊娠および異常分娩」、「虫垂炎」、「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの（複数の基本分類コードが使用される傷病名で、その基本分類コードのいずれかが次表の基本分類コードに規定される場合を含みます。）をいいます。

（ 中 略 ）

(2) 「不妊症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の男性不妊（症）（N46）および女性不妊症（N97）に規定される内容によるものをいいます。また、男性不妊（症）（N46）または女性不妊症（N97）に規定されていない内容によるものであっても、一般不妊治療、生殖補助医療および不妊治療における先進医療を受けた場合は、「不妊症」として取り扱いいます。

備考（別表23）

「そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘルニア」、「異常妊娠および異常分娩」、「虫垂炎」、「精神・行動の障害、てんかん、睡眠障害および薬剤等中毒」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの（複数の基本分類コードが使用される傷病名で、その基本分類コードのいずれかが次表の基本分類コードに規定される場合を含みます。）をいいます。

（ 中 略 ）

（ 新 設 ）

■入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）給付約款について、第4条および備考をつぎのとおり変更します。（波線部分が変更箇所になります。）なお、変更後の内容は、契約日が2023年4月2日以降となるご契約に適用されます。

変更後	変更前																																
第4条（給付金の支払） 1. この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。 （ 中 略 ） 2. <u>睡眠時無呼吸による入院（その診断または検査のための入院を含みます。）をした場合で、その入院の日数が2日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、第1項の規定にかかわらず、第1項の総合入院給付金の支払事由の(1)に該当しないものとしします。</u> （ 中 略 ） 備考 （ 中 略 ） 5. 睡眠時無呼吸 「睡眠時無呼吸」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）<u>準拠</u>」に記載された分類項目中の基本分類コードG47.3に規定される内容によるものをいいます。 6. 異常分娩 「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）<u>準拠</u>」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、分娩によるものをいいます。 <table><tr><th>分類項目</th><th>基本分類コード</th></tr><tr><td>○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害</td><td>O10－O16</td></tr><tr><td>○主として妊娠に関連するその他の母体障害</td><td>O20－O29</td></tr><tr><td>○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題</td><td>O30－O48</td></tr><tr><td>○分娩の合併症</td><td>O60－O75</td></tr><tr><td>○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）</td><td>O81－O84</td></tr><tr><td>○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症</td><td>O85－O92</td></tr><tr><td>○その他の産科的病態、他に分類されないもの</td><td>O94－O99</td></tr></table>	分類項目	基本分類コード	○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10－O16	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20－O29	○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30－O48	○分娩の合併症	O60－O75	○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81－O84	○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85－O92	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94－O99	第4条（給付金の支払） この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。 （ 中 略 ） （ 新 設 ） （ 中 略 ） 備考 （ 中 略 ） （ 新 設 ） 5. 異常分娩 「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）<u>準拠</u>」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、分娩によるものをいいます。 <table><tr><th>分類項目</th><th>基本分類コード</th></tr><tr><td>○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害</td><td>O10－O16</td></tr><tr><td>○主として妊娠に関連するその他の母体障害</td><td>O20－O29</td></tr><tr><td>○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題</td><td>O30－O48</td></tr><tr><td>○分娩の合併症</td><td>O60－O75</td></tr><tr><td>○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）</td><td>O81－O84</td></tr><tr><td>○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症</td><td>O85－O92</td></tr><tr><td>○その他の産科的病態、他に分類されないもの</td><td>O94－O99</td></tr></table>	分類項目	基本分類コード	○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10－O16	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20－O29	○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30－O48	○分娩の合併症	O60－O75	○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81－O84	○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85－O92	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94－O99
分類項目	基本分類コード																																
○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10－O16																																
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20－O29																																
○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30－O48																																
○分娩の合併症	O60－O75																																
○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81－O84																																
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85－O92																																
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94－O99																																
分類項目	基本分類コード																																
○妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10－O16																																
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20－O29																																
○胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30－O48																																
○分娩の合併症	O60－O75																																
○分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81－O84																																
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85－O92																																
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94－O99																																